

平成30年版
モニタリングレポート
主なポイント

平成30年7月
公認会計士・監査審査会



平成30年版モニタリングレポートについて

公表の趣旨

- 会計監査の役割の重要性が一層増している中、監査品質の持続的な向上を図るため、企業・株主をはじめ、多くの人々から監査事務所における監査品質が適正に評価されることが重要
- そのために、監査及び会計の専門家だけでなく一般利用者に対しても、監査事務所の状況等についてできるだけ分かりやすい形で情報提供

構成

- 以下の3部（Ⅰ～Ⅲ）で構成。監査業界の全体像を把握できるよう、冒頭を「Ⅰ. 監査業界の概観」とした上で、審査会の活動に関する記載を拡充し、「Ⅱ. 審査会によるモニタリング」として独立させた（平成29年版からの変更点）。

Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の概況を記載。監査業界の全体像を俯瞰
…内容例①－監査事務所の状況

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

審査会の活動状況（制度の概要、審査、報告徴収及び検査の状況）を記載
…内容例②－総合評価の状況

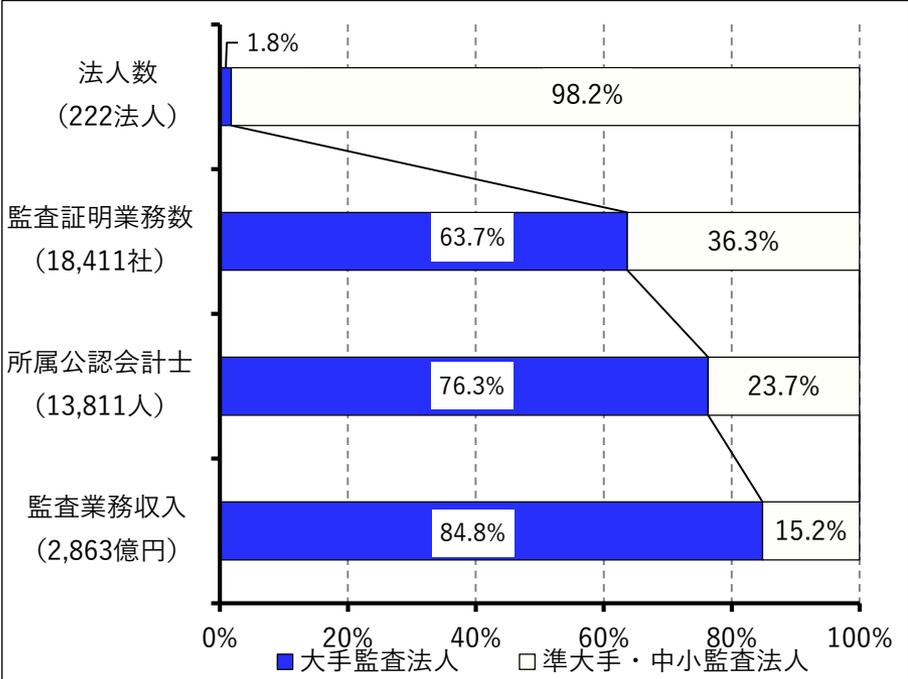
Ⅲ. 監査事務所の運営状況

モニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況を記載
…内容例③－ガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢
内容例④－会計監査人の異動
内容例⑤－ITを活用した監査とサイバーセキュリティ

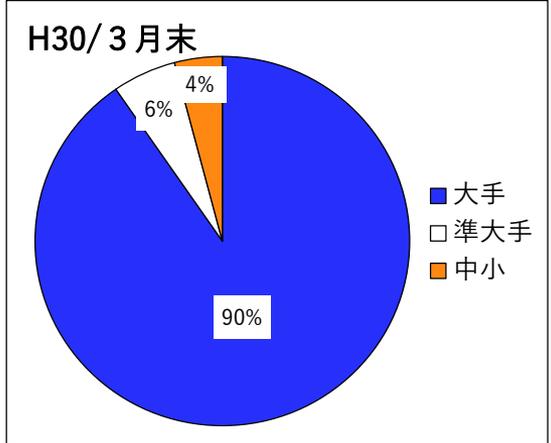
内容例① – 監査事務所の状況

■ 上場被監査会社時価総額の約9割、監査業務収入の8割超が、大手監査法人（4法人）に集中
 (本文17、24ページに記載)

監査法人の分類別シェア（平成28年度）



監査人の規模別上場被監査会社の時価総額
 (右表の単位：億円)



大手監査法人	6,101,451
準大手監査法人	371,724
中小規模監査事務所	278,092
合計	6,751,267

(注) 大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している

(注1) 平成28年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計
 (注2) 平成28年度は、1法人で決算期を3月から6月へ変更しており、平成28年度の業務収入は把握できない。そのため、当該法人の監査証明業務数及び業務収入は平成27年度のデータを計上している

内容例②－総合評価の状況

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請
 - 最上位区分である「概ね妥当である」との法人はなく、監査事務所の業務運営の状況に応じて、「妥当でない点がある」以下の区分を付している
 - 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

(本文38、44ページに記載)

総合評価の状況 (平成28・29事務年度に着手した通常検査ベース)

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模監査事務所
1) 概ね妥当である	業務運営が良好と認められる場合	-	-
2) 妥当でない点がある	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	6	3
3) 妥当でないもの	業務運営が良好でないと認められる場合	2	2
4) 妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	1
5) 著しく不当なもの	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	-	2

(注) 平成28事務年度から導入。機動的検査や大手監査法人に対するフォローアップ検査を除く

内容例③ーガバナンス・コードを踏まえて構築した態勢

監査法人に求められる対応

- 監査法人のガバナンス・コードを形式的に適用するのではなく、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められる

監査法人の取組例（原則3、原則5）

- 監督・評価機関の構成員に独立第三者を入れ、公益性の観点や第三者の知見を活用（原則3）
 - 独立第三者に十分な情報提供を行うため、監督・評価機関の会議出席時のほか、別途最高経営責任者等と定期的に意見交換の機会を設定
 - 独立第三者として一般事業会社の経営経験を持つ者を選任する監査法人が多い
- 監査品質向上に向け、被監査会社の監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、より広い範囲の資本市場参加者等と対話する機会を設ける取組を開始（原則5）

（本文50～52ページに記載）

監査法人のガバナンス・コード

原則1	監査法人が果たすべき役割
原則2	組織体制（経営機能）
原則3	組織体制（監督・評価機能）
原則4	業務運営
原則5	透明性の確保

独立第三者の経験・専門性（単位：人）

	一般事業会社の経営経験者	学識経験者	弁護士等法曹関係者	省庁等出身者	その他
大手監査法人	7	1	1	3	1
準大手監査法人	4	1	2	2	2

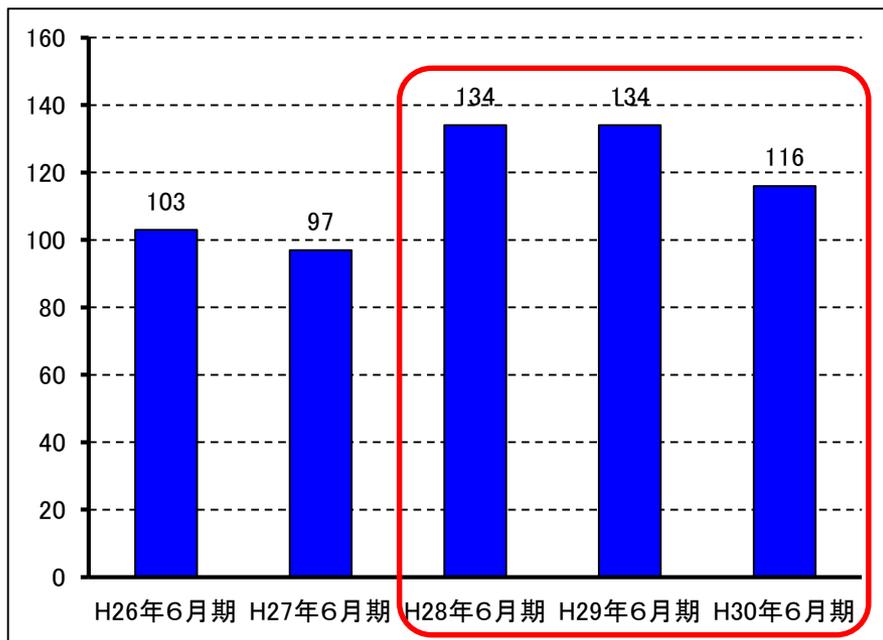
（注）平成29年事務年度の検査及び各監査法人の公表資料より審査会作成

内容例④－会計監査人の異動（1/2）

会計監査人の異動状況

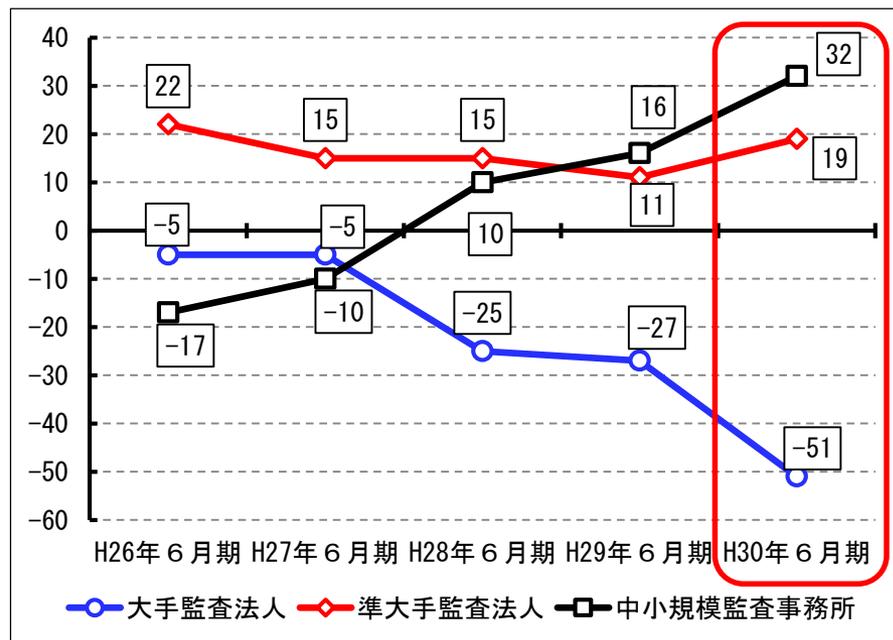
- 会計監査人の異動は平成29年6月期に比べ減少したが、依然として高水準
- 監査事務所間の異動では、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動傾向がより鮮明に
(本文68、69ページに記載)

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移 (単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計している

監査事務所の規模別の異動状況（単位：件）



(注) 件数は純増減

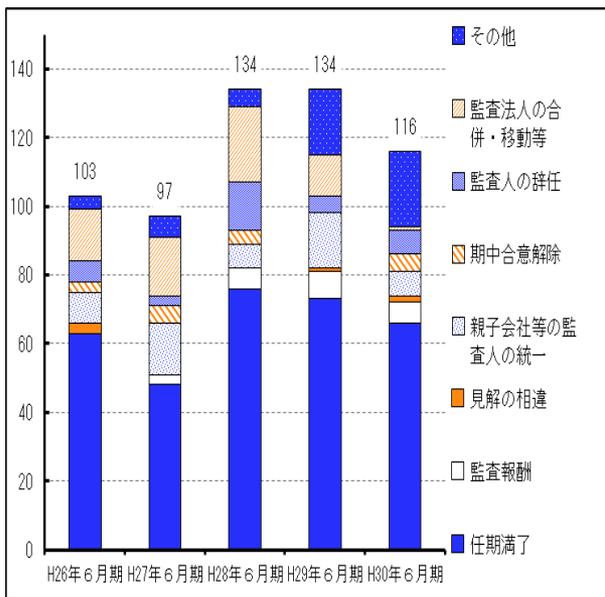
内容例④ - 会計監査人の異動 (2/2)

会計監査人の異動理由

- 被監査会社の適時開示における異動理由の半数以上は、「任期満了」となっている
- 一方、大手監査法人に対する検査等で把握した異動理由をみると、「監査報酬」が最も多く、次いで、継続監査期間の見直しを含む「監査人選定に関する方針」が多い

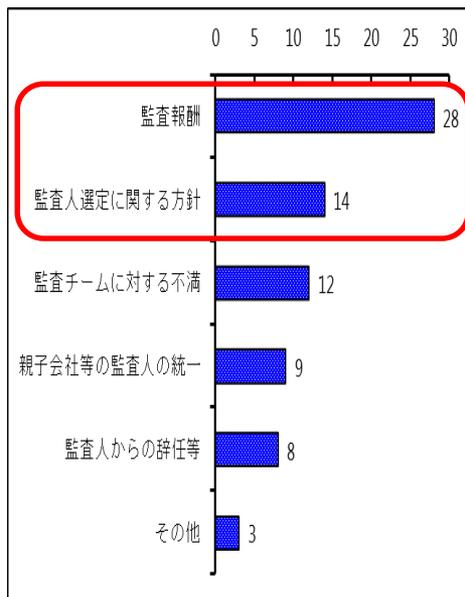
(本文70、71、75ページに記載)

上場国内会社の会計監査人の異動理由 (単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計している

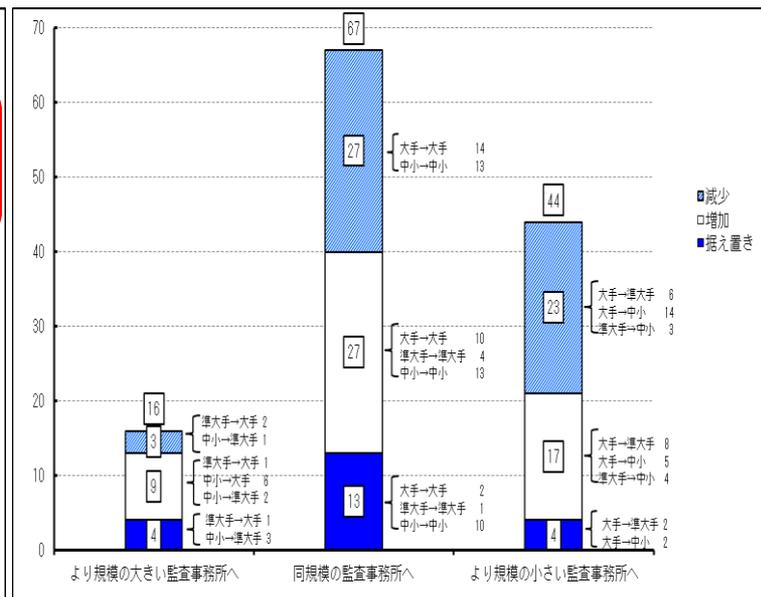
前任監査人から把握した会計監査人の異動理由 (大手監査法人、単位：件)



(注1) 平成29事務年度検査及び報告徴収において理由を把握した51件を対象

(注2) 複数の理由がある場合、重複して集計(合計74件)

監査人異動後の監査報酬の状況 (単位：件)



(注1) 平成29年6月期に係る会計監査人の異動のうち、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計

(注2) 件数の内訳はグラフに記載

(注3) 図表中の中小とは、中小規模監査事務所を指す

(出典) 会計監査人の異動に関する適時開示及び有価証券報告書

内容例⑤－ITを活用した監査とサイバーセキュリティ

- ITの活用により、①定型的な監査手続の効率化、②より精度の高い監査の実施、③定型的な監査手続に充てていた時間を不正の発見等の高度な判断業務へ注力すること、が期待される
- ITの活用が進むなか、サイバーセキュリティ問題は監査法人の経営上の大きなリスク。更なるサイバーセキュリティの強化が求められる

(本文81～84ページに記載)

大手監査法人の監査業務でのITの主な活用状況

状況	内容
既に導入	<ul style="list-style-type: none">・ ファイル交換システム（被監査会社とのデータ交換に使用）・ 仕訳分析ツール（取引内容（仕訳）の分析及び異常仕訳検出）・ 証憑突合ツール（外部からのデータと被監査会社の全ての売上データを照合する精査的な技法）
具体的な導入に向け検討中	<ul style="list-style-type: none">・ RPA（データ入力及び加工の自動化）・ 将来不正予測（過去の財務情報等から将来の不正会計を予測する仕組）
将来的な活用に向け研究開発中	<ul style="list-style-type: none">・ AI（非財務情報を用いた将来不正予測）・ ドローン（実地棚卸の立会の効率化）

(注) 平成30年6月末時点

サイバーセキュリティに関する大手監査法人の共通的な取組

- ・ グローバルネットワーク全体でサイバーセキュリティに係る取組の実施
- ・ コンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）の整備
- ・ CSIRT（コンピュータセキュリティに係る事故に対処するための組織）等のサイバーセキュリティ対応部門の設置
- ・ グローバルネットワークによるレビュー